

東京都 最低賃金

改正のお知らせ



東京労働局
各労働基準監督署

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は、次の金額に改正されました。

時間額 739 円

(発効日 平成19年10月19日)

- 東京都内の事業所の使用者は、この最低賃金以上の賃金を、労働者（臨時・パート・タイマー・アルバイトを含むすべての労働者）に支払わなければなりません。
- 現在、東京都内の最低賃金は「時間額」のみとなっており、月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態に「時間額」が適用されております。

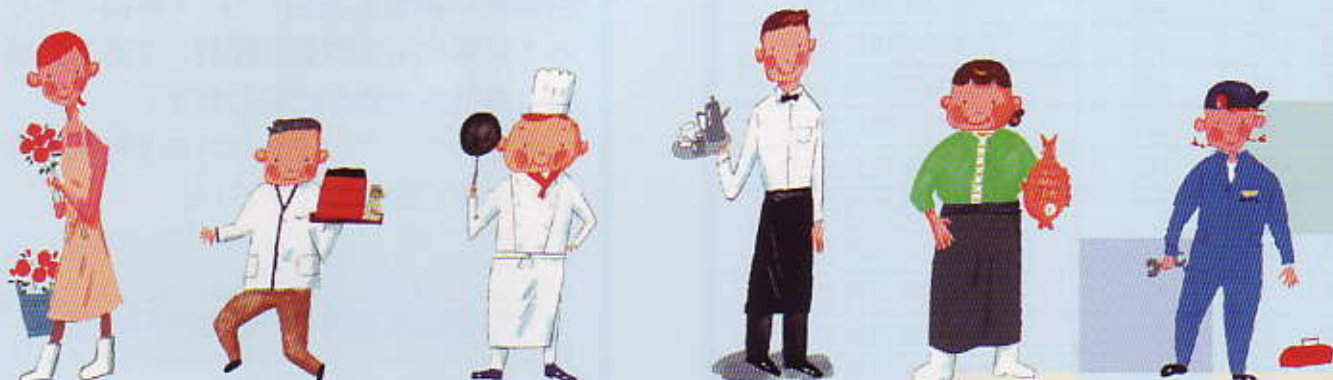
最低賃金額には
次の賃金は算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ④ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（残業手当等）

下記の業種については別に定める
産業別最低賃金が適用されます。

- ① 鉄鋼業
- ② 一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業
- ③ 電気機械器具、情報通信機械器具、精密機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
- ⑤ 出版業
- ⑥ 各種商品小売業

守ろう！確かめよう！この最低賃金



詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 03(3512)1614
又は 最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。
※ 東京労働局ホームページ www.roudoukyoku.go.jp

● 平成19年度 全国地域別最低賃金一覧 ●

都道府県名	時間額(円)	効力発生日
北海道	654	平成19年10月19日
青森	619	平成19年10月31日
岩手	619	平成19年10月28日
宮城	639	平成19年10月20日
秋田	618	平成19年10月28日
山形	620	平成19年10月25日
福島	629	平成19年10月19日
茨城	665	平成19年10月20日
栃木	671	平成19年10月20日
群馬	664	平成19年10月19日
埼玉	702	平成19年10月20日
千葉	706	平成19年10月19日
東京	739	平成19年10月19日
神奈川	736	平成19年10月19日
新潟	657	平成19年10月19日
富山	666	平成19年10月20日
石川	662	平成19年10月21日
福井	659	平成19年10月19日
山梨	665	平成19年10月28日
長野	669	平成19年10月21日
岐阜	685	平成19年10月19日
静岡	697	平成19年10月26日
愛知	714	平成19年10月25日
三重	689	平成19年10月27日
滋賀	677	平成19年10月25日
京都	700	平成19年10月25日
大阪	731	平成19年10月20日
兵庫	697	平成19年10月31日
奈良	667	平成19年10月25日
和歌山	662	平成19年10月20日
鳥取	621	平成19年10月21日
島根	621	平成19年10月19日
岡山	658	平成19年10月26日
広島	669	平成19年10月28日
山口	657	平成19年10月28日
徳島	625	平成19年10月21日
香川	640	平成19年10月21日
愛媛	623	平成19年10月25日
高知	622	平成19年10月26日
福岡	663	平成19年10月28日
佐賀	619	平成19年10月28日
長崎	619	平成19年10月21日
熊本	620	平成19年10月25日
大分	620	平成19年10月20日
宮崎	619	平成19年10月27日
鹿児島	619	平成19年10月26日
沖縄	618	平成19年10月28日

最低賃金の確認方法

問

現在、東京の最低賃金は日額の定めがなく、時間額のみで定められていますが、日給制や月給制で賃金が支払われている場合は、最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかの確認はどのように行うのでしょうか。

答

時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

日によって定められた賃金（日給制）については、その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

例えば、同じ日給5,600円でも1日平均所定労働時間数が7時間と8時間では次のように結果が異なることになります。

- ① 日給5,600円 ÷ 7時間 = 800円
最低賃金(739円)を上回っている。
- ② 日給5,600円 ÷ 8時間 = 700円
最低賃金を下回り改善が必要。

また、月によって定められた賃金（月給制）については、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

すなわち、次のような方法で時間当たりの金額に換算して下さい。

月給額

年間総所定労働時間数 ÷ 12か月